

論文 Article

鳥取藩と宇治茶師

大嶋陽一

〒680-0011 鳥取市東町2-124 鳥取県立博物館

E-mail: ooshimay@pref.tottori.jp

A study of the relationship between the Tottori Clan and the Supplier of Uji Tea
(Sōi Hoshino)

Yoichi OSHIMA

Tottori Prefectural Museum, Higashi-machi 2-124, Tottori, 680-0011 Japan

要旨：鳥取池田家における茶詰の歴史は、寛永10（1633）年よりはじまり、明治維新まで200年以上に渡って行われた。しかし、藩祖光仲の治世後半には財政状況が悪化し、儉約令が毎年のように出されるようになると茶詰に関わる経費や人員は簡略化される。そして、近世後期には茶壺の調達から茶詰、運搬にいたるほとんど全ての業務を宇治茶師星野宗以が藩に代わって行うようになった。池田一族隆盛の祖輝政以来の由緒を持つ星野宗以家は、鳥取城下に拝領町屋敷を持ち、藩主の御目見を受けるなどの特権を有するほか、茶料の前借りを行った。こうした鳥取藩と星野家との関係は幕府崩壊後も続き、最終的に鳥取藩士族に召し出された。

キーワード：鳥取藩、宇治茶、宇治茶師茶詰、星野宗以、儉約、由緒

はじめに

近世の將軍家・朝廷・大名家・大寺院など幕藩領主は、儀式や進物、飲用に用いる茶を、毎年、天下の茶所宇治から購入していた。宇治茶は、生産・加工を一手に行う宇治茶師によって茶壺に詰められ、納入されるものであったため、各領主とも特定の茶師と関係を持っていた。茶壺を介した幕藩領主と宇治茶師の関係は、領主側の財政窮乏などによって、途中形骸化が進みつつも、近世を通じ連綿と続いたのである。こうした宇治茶をめぐる関係の内、將軍家と幕府御用の茶を運ぶ宇治採茶使は「茶壺道中」としてとくに有名で、その仰々しい茶壺の行列は將軍権威を喧伝するものとして評価されている¹⁾。

幕藩領主と宇治茶師に関しては、これまで多くの研究蓄積がある。しかし、これらは主に幕府の茶壺道中を扱ったものであり²⁾、他の領主層については、西本願寺の史料から同寺と宇治茶師の関係を明らかにされた坂本博司氏³⁾、尾張藩と上林春松家・尾崎坊有庵家との関係を明らかにされた坪内淳仁氏の研究があるほか⁴⁾、ほとんど見られない⁵⁾。

これら研究史の問題点として、宇治茶師側の史料に

基づいた検討がほとんどで、もう一方の主体である領主側の史料が使われることが少なかったことである。幕藩領主側で宇治茶がどのように位置づけられ、幕政や藩政等との関わりのなかで宇治茶師との関係がいかに推移していったのか明らかにするためには、領主と宇治茶師双方の史料を検討する必要がある。こうしたなか、坂本氏による元禄期の西本願寺側の史料を用いた研究は貴重であろう。

そこで、本稿においては鳥取池田家の藩政資料をもとに、宇治茶を詰める茶壺の数やその使途、茶料の変遷など近世を通じた茶詰の実態を明らかにすることを第1の課題としたい。また、第2の課題として、池田家と宇治茶師星野宗以との関係が、近世を通じていかに展開したのかについて検討する。

第1節 鳥取藩と宇治茶

大名家と宇治茶師との関係において、最も基本的なものが大名の茶壺に茶師が茶を詰める行為、すなわち「茶詰」である。茶壺は国元や江戸から宇治へ運ばれ、宇治において茶が詰められ、再び国元・江戸へと帰つていった。

こうした茶詰は、鳥取藩ではいつ頃から行われていたのであるか。その初見は、寛永10（1633）年4月10日の「万留帳」に見られるものである。

【史料1】

- 一 玄可宇治へ御茶詰ニ被遣候間、銀百め利なしニ可有御借候、以上
- 一 玄可宇治へ御茶詰ニ被遣候付、路銀五十め被下候間、可被相渡候、以上

寛十年卯月十日⁶⁾

杉村玄可（茶道か？）が宇治へ茶詰に遣わされたおり、藩から銀100匁を無利で貸し与えられ、路銀として50匁が与えられたという内容である。

この寛永10年4月10日というのは、寛永9年6月18日、わずか3歳の幼主池田勝五郎（のちの光仲）が「備前は手先の国なれば、幼少にては叶ふべからず」（『池田家履歴略記』）との理由によって備前岡山から因州鳥取へと国替えとなり、鳥取池田家が成立したわずか10ヶ月後のことである⁷⁾。このように、大名家の一大事の直後にも関わらず、茶詰は肃々と行われていた。また、同10年2月8日には、宇治茶師の星野彦三郎が国替えの祝儀として鳥取へやってきていることから⁸⁾、少なくとも、鳥取藩成立以前より宇治茶師との関係があったことが知られる。この点については第2節において検討する。

鳥取池田家の成立期から行われていた茶詰であるが、その終焉は200年以上のち明治維新期である。次に、鳥取藩の茶詰の歴史を見ていくことにしたいが、ここでは茶詰の制が大きく変化した元禄期をポイントにして、それ以前と以後に分けて検討していくことにしたい。

1 寛永～元禄期の茶詰

最初に茶詰に関わる行程を通観しておきたい。茶詰の行程は、①茶壺を国元・江戸から伏見藩邸、宇治へ運搬することにはじまる。その後、②宇治茶師による茶詰が行われ、③茶壺は京の愛宕山長床坊へ移送、保管される。秋を迎えるころ、④茶壺は愛宕山から伏見屋敷へ移され、⑤国元・江戸へと運ばれた。次に、それぞれの行程について、当該期の史料より見ていくことにする。

① 茶壺の運搬

まず、茶詰が行われた時期であるが、国元の家老日記である「控帳」によると、旧暦4月末～6月の間に行われ、とくに、4、5月が多かった（表1参照）。こうした茶詰の時期は、次のように決定された。

【史料2】

一筆申入候、御壺之時分当年者今月十日前後御壺差上候様ニと被申越付、此度御歩行者相副差上候、星野并竹庵江被遣物候儀、例年之通可被仕候、尤從伯州様之被遣物も例之通可為候、宗堅口上ニ而能様相心得可被申候、あたこ長床坊江御壺御預置可有候、是口被遣物之儀可為例年之通被遣御座候

五月二日 二人
山本宗堅老
杉山権右衛門へ⁹⁾

寛文10（1670）年の場合、4月28日に茶道役の山本宗堅（賢）と伏見留守居の杉山権右衛門から国元へ、5月10日前後に茶壺を宇治に運搬するよう伝えた。それに対し、国家老は、5月2日付で承認する旨の書状を同人間に送っている。

このように、茶詰の時期は伏見留守居らが国元へ伝えたのち、家老によって決定されていた。史料中には見えないが、こうした時期決定に先立ち、宇治茶師らが仲間内で江戸幕府や他の大名家の茶詰の日程等を調整したのち、伏見藩邸へ報じたものと推測される¹⁰⁾。

茶詰の時期が決定されたのち、茶壺が国元および江戸から伏見屋敷へ運搬された。運ばれた茶壺についてみると、明暦元（1655）年には、「御壺、并鹿野之御壺、又ハ御家中之壺」と¹¹⁾、①「御壺」=藩主・藩用、②「鹿野之御壺」=池田輝澄用、③「御家中之壺」=家臣団用の3種類であったことが知られる。

ここに出てくる池田輝澄（石見守、号石入）とは、姫路城主池田輝政の四男、初代藩主池田光仲の叔父で、播磨国の宍粟・佐用両郡において6万8000石を領していた人物である。寛永17（1640）年、家中騒動により光仲へ御預けとなり、堪忍料1万石が与えられ、以後、寛文2（1662）年に死去するまで、因州鹿野（鳥取市鹿野町）に蟄居していた¹²⁾。輝澄の茶壺に関する記録は、寛永19（1642）年の「石見様御つほ」を初見として¹³⁾、死去する2年前の万治2（1659）年を最後に見られなくなり¹⁴⁾、以後、藩主・藩用、家中の茶壺の2種類が運ばれることになる。

次に、宇治へ運ばれた茶壺について、正保2（1645）年を事例に具体的に見ていくことにする（表2）。これによると、鳥取表からは5つ、江戸表から4つ、合計9つの茶壺が宇治へ移送された。この年、藩主光仲は在江戸であった。

これら茶壺は、a銘がついているものと、b用途によって名称が付けられているものに分けられる。a銘がついているものとして、次のものが挙げられる。

鳥取表：「小篠尾」「かたつき（肩衝）」

表1 寛永から元禄期における茶詰

年号	茶詰 時期	往路		復路	
		伏見藩邸まで	伏見から宇治まで	時期	愛宕山から伏見藩邸
		壺奉行	宇治茶詰責任者		壺奉行
寛永10年	1633	4月	杉村玄可 (茶道か)		
寛永12年	1635	4月	杉村玄可		
寛永14年	1637	5月	杉村玄可		
寛永15年	1638	4月	杉村玄可	8月	杉山茂兵衛 (伏見留守居杉山権右衛門嫡子)
寛永16年	1639	不明	每野弥五左衛門 (大坂詰、150石)	8月	杉山茂兵衛
寛永17年	1640	4月	每野弥五左衛門		
寛永19年	1642	5月	杉村玄可		
寛永20年	1643	4月	每野弥五左衛門		
寛永21年 (正保元年)	1644	4月	杉村玄可		
正保2年	1645	5月	杉村玄可		
正保3年	1646	4月		杉山権右衛門 (伏見留守居)	
慶安元年	1648	5月	梅原喜左衛門	杉山権右衛門 山本宗賢 (大坂詰茶道)	8月
慶安2年	1649	4月	春木了左 (茶道)		
慶安4年	1651	4月	坂本五右衛門		8月
慶安5年 (承応元年)	1652	5月	梅原喜左衛門	山本宗賢	8月 絹笠六左衛門 (徒か)
承応3年	1654	不明			8月
明暦元年	1655	5月	初野忠左衛門		8月 坂本五右衛門
明暦2年	1656	閏4月	茶壺不參		9月 井田一郎左衛門 (徒か)
万治元年	1658	3月	卜斎 (茶道)	杉山権右衛門 山本宗賢	
万治2年	1659	4月	絹笠六左衛門	山本宗賢	8月 浜村長右衛門 (徒)
万治3年	1660				10月 堀野治郎右衛門 (徒か)
万治4年 (寛文元年)	1661	5月	新門右衛門 (夜盜)		閏8月 熊谷源太夫 (徒)
寛文2年	1662	5月	高塚清右衛門		
寛文4年	1664	5月			9月 太田五六 (徒か)
寛文5年	1665	不明			9月 熊谷小二郎 (徒か)
寛文7年	1667	5月	角田七太夫		8月 不明
寛文9年	1669	4月	渡辺六郎左衛門	山本宗賢	9月 大野孫六 (徒か)
寛文10年	1670	4月	(徒之者)	杉山権右衛門 山本宗賢	8月 伊吹夫兵衛 (徒)
寛文12年	1672	5月	大野孫之丞	山本宗賢	9月 相沢六右衛門 (徒)
寛文13年 (延宝元年)	1673	不明			9月 遠藤勘介 (徒か)
延宝2年	1674	5月	荒川与三右衛門	山本宗賢	9月 小川伝兵衛
延宝4年	1676	不明			9月
延宝8年	1680	6月			
天和2年	1682	不明			10月 木戸弥兵衛 (物奉行)
天和3年	1683	6月			
元禄7年	1694	5月		三上宗仙 (茶道)	9月
元禄8年	1695	5月			
元禄9年	1696	5月	「壺之宰領」	河田権左衛門 (元苗字杉山、伏見留守居)	10月
元禄10年	1697	4月			
元禄11年	1698	3月			8月
元禄12年	1699	5月			
元禄14年	1701	4月			
元禄15年	1702	5月			
元禄16年	1703	不明			

「万留帳」「控帳」より作成。

表2 正保2年の茶壷一覧

鳥取より宇治へ參御壷

	茶壷名	詰茶	袋茶	備考
1	小篠尾	3斤 (別儀詰)	半入袋15	
2	かたつき (肩衝)	3斤 (別儀詰)	半入袋15	右ハ、御横目衆御用 二候間、別而可被入 御念候。去年ハ御茶 悪敷候間、当年之儀 御由断有間敷候
3	御つほね のつほ	3斤 (極そゝり)		
4	龍峯寺つ ほ	4斤 (極そゝり)		
5	長寿院壷	2斤半 (別儀そゝり)		

江戸より宇治へ直兵衛御壷之分

	茶壷名	詰茶	袋茶	備考
1	宇治壷	6斤半入	袋30	金1枚詰
2	れんけ王 (蓮花王)	6斤半入	袋30	金1枚詰
3	篠尾壷		袋20 (極詰)	上林竹庵茶詰
4	長谷川壷	5斤余 (別儀詰)	袋30	

「万留帳」(鳥取藩政資料2475)より作成。

江戸表：「宇治壷」「れんけ（蓮花）王」

「篠尾壷」「長谷川壷」

このうち、宇治壷と蓮花王壷は大判詰で茶詰がされており、格式が高かったことがわかる。大判詰とは、詰められる茶の量に関わらず大判金1枚が支払われるもので、容量に応じて支払われる方法を勘定詰、価詰といった¹⁵⁾。とくに、宇治壷は「宇治御壷者御拝領之御壷ニ付、御大切ニ守護仕候」とされ¹⁶⁾、輝政の遺物で、光仲の父忠雄が分与されたという由緒を持つ¹⁷⁾。蓮花王は、大正8(1919)年の鳥取池田家の蔵品入札目録に写真が掲載されている(図1)¹⁸⁾。



図1

また、ここでは鳥取から運ばれた「かたつき（肩衝）」の用途について注目したい。この茶壷の用途については「右ハ、御横目衆御用ニ候間、別而可被入御念候。去年ハ御茶惡敷候間、当年之儀御由断有間敷候」と注記されている。これによると「かたつき」は幕府の「御横目衆」への進物用と詰められたもので、去年(正保元年)の茶質が悪く、油断なく茶詰を行なべき事が指示されている。また、寛永19年にも「御横目衆つほ二つ」が見受けられる¹⁹⁾。この「御横目衆」とは、おそらく藩主光仲幼少につき派遣されていた国目付のことであろう。寛永9年に鳥取へ移封した際、幕府から横目として使番永井監物・花房勘右衛門が派遣され、翌年も堀三右衛門と真田長兵衛がその任に就いている。正保3(1646)年、光仲が成人するまで、国目付の出張が続けられた²⁰⁾。こうした国目付に対し、宇治茶が付け届けとして送られ続けていたのである。

次に、b用途によって名称が付けられているものとして、鳥取表の「御つほねのつほ」「龍峯寺つほ」「長寿院壷」が挙げられる。「御つほねのつほ」は長局(大奥)用、「龍峯寺つほ」は池田家の菩提寺であった龍峰寺(臨済宗)用、「長寿院壷」は同家の祈禱所であった長寿院用のもので、いずれも国元に関係するものである。

これら茶壷は、基本的に国元から伏見藩邸まで壷奉行として御徒が警固し、御小人役のものを持人足としていたようである。伏見藩邸到着後は、伏見留守居の杉山(のち河田と改姓)権右衛門と茶道山本宗賢が引き受け、宇治へ運んだ。この山本宗賢は正保3(1646)年に鳥取藩に召し抱えられ、元は小堀遠州の弟子とされる人物で、大坂詰の茶道役であった²¹⁾。当初、茶道役と思われる杉村玄可と大坂詰の毎野弥五左衛門が、数年ごとに交代で壷奉行と茶詰責任者を併任して勤めていたが、正保～慶安期を境に専任の壷奉行(御徒)が付くようになってしまった。

次に、茶壷の持人足の人数について見てみたい。

【史料3】

人足之覚

- 一. 二人ハ 宇治つほ壹つ
- 一. 二人ハ 御横目衆つほ二つ
- 一. 二人ハ 石見様御つほ
- 一. 三人ハ 龍峯寺つほ

芳珠つほ

さん用場之つほ

合九人ハ 春さいより罷帰分也

一. 二人・鉄砲壹人 玄可ニ被下

右此三人ハ、宇治迄参、玄可逗留中相詰候也

右之通被申付、来ル廿二日ニ玄可かたへ可被相渡候

五月廿日

志摩

五井忠太夫殿

宮川兵左工門殿²²⁾

寛永19（1642）年の「人足之覚」によると、人足は「宇治つほ」1つに対し2名、「御横目衆つほ」2つに対し2名、「石見様御つほ」1つに対し2名、「龍峯寺つほ・芳珠つほ・さん用場之つほ」3つに対し3名の計9名であったことがわかる。また、この9名とは別に壺奉行の杉村玄可には人足が3名付けられ、その内1名は鉄砲を所持していた。このように6つの茶壺に対し、杉村と人足合わせて少なくとも14名が移送に携わっていたことになる。

これらの茶壺は、毎年運ばれたわけではなかった。例えば、明暦2（1656）年は「宇治へ之御茶壺当年ハ能御壺寔元へ不参候」と²³⁾、「能御壺」=先述したような由緒のある藩主・藩用の茶壺の宇治移送が行われなかつたことが知られる。

② 宇治茶師による茶詰

伏見屋敷へ運搬された茶壺は、一路宇治へ運ばれ、茶師による茶詰が行われる。次に、その宇治茶師について見ていく。

鳥取藩では当初より星野宗以家が茶詰を行っていた。しかし、「万留帳」や「控帳」によると、星野家のほか、正保2～延宝2（1645～74）年にかけ、上林竹庵もその名を連ねている。上林竹庵（又兵衛）家とは、上林峯順（門太郎、六郎）家とともに宇治において茶頭取、幕府代官（のち罷免）を勤めた家で、竹庵家は下の代官家、峯順家は上の代官家と呼ばれていた²⁴⁾。

星野家と上林家の役割分担については、不明な点が多いが、先ほどの正保2年の事例では、上林竹庵が詰めた茶壺は1つだけであった。こうしたところから、茶詰は主に星野家が行い、上林竹庵は鳥取藩の茶壺に茶頭取が詰めたという“箔をつける”ために名前を連ねていたものと考えられる。

さて、宇治茶師による茶詰の実態について、残念ながら藩政資料から窺い知ることは難しい。そこで、尾張藩の事例を参考にして²⁵⁾、以下考えてみたい。尾張藩の場合、宇治へ到着した茶壺は、茶師の出迎えを受け、のち茶師宅へ運ばれた。茶詰は、3日かけて行われ、茶詰への立ち会いは、伏見屋敷奉行と御数寄屋頭であった。鳥取藩も、尾張藩に準じるかもう少し簡略であったと推測されるが、茶詰への立ち会いは、鳥取藩も尾張藩同様、伏見留守居の杉山（河田）権右衛門と茶道役（慶安～元禄ごろは山本宗賢）が行った。

宇治茶師には、茶詰の代金として鳥取藩から毎年茶料が支払われた。当該期の史料によると、大判金3枚であったことが知られる。ほかにも勘定詰で詰められるものもあったと考えられるが不明である。

大判詰で詰められる茶壺は、寛永20（1643）年の場合、宇治壺と蓮花王壺、「柳生但馬殿つほ」の3つであった。宇治壺と蓮花王壺は、前述のとおり由緒ある茶壺であったが、もう一つの「柳生但馬殿つほ」とは、幕府の惣目付（寛永9～13年）を勤めた柳生但馬守宗矩への贈答用茶壺のことである。柳生但馬守は、先述した池田輝澄の改易の際、岡山藩主池田光政とともに、処遇について尽力した人物である²⁶⁾。こうした、柳生但馬守への付属は、寛永14～20（1637～43）年にかけて見られる。

また、茶料のほかに、伏見留守居らが宇治へ到着した際、藩主からの遣し物として、星野宗以と上林竹庵に小袖が2つずつ送られていた。当初、竹庵には小袖は与えられず、星野と同様になったのは、明暦3（1657）年以降である²⁷⁾。

③ 愛宕山長床坊への茶壺の移送・保管

茶詰が終わった茶壺は、宇治から京の愛宕山（京都市右京区、標高924m）の坊院の一つ長床坊へ運ばれた。愛宕山への移送について、寛文9（1669）年の事例を見ておく。

【史料4】

一、壺共上り候付而、為宰領御歩之渡辺六郎左衛門遣事

長床坊江之状

一筆令啓上候、其元儀弥無事候由珍重存候、然者相模守茶壺并家中之者共壺、此度差上候、例年之通、其元ニ御置候而可被下候、隨而從相模守銀子進入被申候、拙者共より相心得可申達、付而如此御座候、猶期後音候、恐惶

四月廿日

甲斐

式部

長床坊様²⁸⁾

4月30日、家老乾甲斐と和田式部の連名で、長床坊に宛て依頼状が送付されている。長床坊へ移送・保管されるのは、藩主用と家臣の茶壺で、その輸送は「宰領」として徒の渡辺六郎左衛門が付属していた。

長床坊への茶壺の移送・保管は、「万留帳」による所で、寛永12（1635）年4月7日に「御つはあたこへ上り申ニ付、長床坊へ帷子三・單物二・同御つは奉行へ帷子ニ被遣候」とあることから²⁹⁾、鳥取藩においてはかなり早い段階から行われていたことが知られる。

また、ここで見られるように長床坊には「御つほ奉行」と称する役職があったようで、これは西本願寺の史料にも見られる³⁰⁾。この御壺奉行とは、おそらく長床坊にあった茶壺保管用の土蔵の管理役僧のことではなかろうか。

④ 愛宕山から伏見屋敷への移送

さて、愛宕山に保管された茶壺は、秋頃に受け取りの使者が派遣され、伏見屋敷へ運ばれた。その時期は、表1より茶詰から約4か月ほど経過した8~10月の間で、9月頃が最も多い。

それでは、愛宕山での茶壺の受け取りはどのように行われたのか、先ほどの史料4のつづきを見てみよう。

【史料5】

一. 愛宕長床坊江御壺、并家中之壺取ニ御歩之大野孫六遣事、長床坊江時服ニ被遣候、杉山權右衛門持參候様ニ申達事、長床坊へ書状之案文

一筆奉啓上候、其元弥可為被御無事と拵重存候、当地別条無御座候、然者相模守茶壺、并家中之壺共御手前久々御置添存候、則此度取遣候、猶又、相模守より時服ニ進入被申候、拙者より相心得可申達旨付而、如此御座候、恐惶

九月五日 甲斐

長床坊様³¹⁾

この史料によると、9月5日付で、家老乾甲斐より長床坊へ茶壺の保管に対する礼状が出されている。茶壺の受け取りは徒の大野孫六が行い、長床坊へ遣わす時服2つを持参した伏見留守居の杉山權右衛門も同道した。愛宕山へ派遣された徒役のものは、往路渡辺六郎左衛門と復路大野孫六と異なっている。これは、京坂の藩邸への勤務交代のため、国元と藩邸を行き来する徒役のものが、茶壺の警護を担当したためと考えられる。

長床坊への礼物は、ここで見られる時服のほか、毎年帷子3つと単物2つが、御壺奉行2名には帷子が1つずつ贈られた。長床坊への礼物は、西本願寺の場合も鳥取藩と同様帷子と単物が贈られており³²⁾、こうした謝礼が領主層の間で定式化していたものと考えられる。また、長床坊へ出された礼状も鳥取藩と西本願寺双方ともほぼ同様の内容・文言であり、ここにも形式化が見られる。

⑤ 国元・江戸への輸送

愛宕山から伏見藩邸へ移された茶壺は、国元・江戸へ向けて輸送される。両者のいずれに茶壺が送られるかは、藩主の居所や茶の用途による。例えば、明暦元

(1655) 年の場合、藩主光仲は在府中であったが、「此度者能御壺共江戸へ参、此方へハーッ参ニ付、鎌万津迄ハ船ニテ参様ニ申渡候事」とあるように³³⁾、「能御壺」は江戸へ運ばれたが、茶壺の1つは国元へ輸送されており、江戸と国元両方に運ばれていた。また、ここで注目すべきは国元へ運ばれた茶壺が、鎌万津(姫路市飾磨区)まで船で輸送されていたことである。一般的に、茶は水気を嫌うため、陸路で運ばれるものと言われてきた。例えば、幕府の茶壺道中は、元来東海道を通行するよう定められていたが、海からのしめつた風や河川の通行を避け、中山道が多く使われた³⁴⁾。しかし、鳥取藩の事例は、すべてが陸路ではなく、利便性を考え、海路で移送される場合もあったことを示している。

⑥ 茶壺の用途

次に、国元・江戸へ運ばれた宇治茶の用途について検討していく。その用途として、a他家への進物、b口切の茶事用、c池田家の菩提寺や祈祷所への献物、d家臣団への下賜品などが挙げられる。

a 他大名家・幕府役人への進物

明暦2(1656)年の場合、9月7日に愛宕山へ茶壺の受け取りに井田一郎左衛門が派遣された。その後、9月11日に親族や幕閣へ口切の茶が江戸へ送られた。

【史料6】

一. 江戸へ御口切之御茶被進覚 但吉村源兵衛御使者ニ罷下時

御のこり いのむかし

一. 壱袋・鶴 紀州様 一. 壱袋・鶴 豊後殿

同 同

一. 壱袋・鶴 讃岐殿 一. 壱袋・御肴 安右京殿
同 同

一. 壱袋・鶴 雅楽殿 一. 壱袋・御肴 陸奥様
同

一. 壱袋・鶴 伊豆殿

右之御茶伏見ニ而御壺より取出シ、桐ノ箱ニ入相渡候様ニ申遣、御壺之口切候節は、星野も伏見へ罷出、跡之御茶損不申様ニ御詰進入置候様ニ申遣事³⁵⁾

この時、口切の茶が進ぜられたのは、紀州藩主徳川頼宣(光仲正室茶々姫の父)、伊達陸奥守忠宗(正室振姫が光仲の叔母)などの親族のほか、大老酒井讚岐守忠勝、老中松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、酒井雅楽頭忠清、寺社奉行安藤右京亮重長などの幕閣であった。紀州家へ送られた「御のこり」については不明であるが、阿部豊後守などへ送られた「いのむかし」は

有名な茶銘である。いずれも半袋1つずつが贈られた。この茶は、伏見藩邸にて御壺より口切されたもので、袋に入れ分けられたのち桐の箱に詰められ江戸へ送られた。この詰め替えは、星野宗以が担当したようで、御壺に残った茶を損じないよう入れ替える旨命じられた。このほか、寛文2（1662）年の事例をみると、親族として紀州家のほか「新太郎様（岡山藩主池田光政）・阿州様（徳島藩主蜂須賀光隆、光仲の又従兄弟）」などへ口切の茶を送っている³⁶⁾。

このように、茶詰された宇治茶は、縁者をはじめ、幕閣らへ口切茶として贈られた。また、幕閣のほかにも幕府の国目付衆（使番）や柳生但馬守など幕府役人へも贈られていたことは先述の通りである。

b 口切の茶事

茶壺の茶は、旧暦の10月頃に行われた口切の茶事で使用される。明暦2（1656）年の場合、10月19日の朝、鳥取城中にて催された³⁷⁾。この年、藩主光仲は在国中であった。この口切の茶事に相伴したのは、表3のとおり池田一族や家老、着座家（家老に任せられる格式）のもの、さらに宗頓・宗甫・宗伯といった茶道役だけであった。

口切の儀礼に際し、藩主と家臣団の間で次のようなやりとりが交わされていた。

【史料7】

一、御成被仕度衆有之、申上候処、当口切ニハ何方へも被為成間敷由、御内意之事、物頭衆御茶御城へ御上ヶ之事も相留候様ニと御内意之事³⁸⁾

これによると、藩主の御成を受けたい家臣があり、その旨を藩主へ言上したところ、どの家の口切の儀式にも行かないことを申し伝えている。ここで、藩主御

成を願った家臣とはおそらく口切の茶事に参加した池田一族や家老たちであろう。あわせて物頭衆が茶を城中へ献上することも中止するようにと伝えている。これら一連の動きから、藩主と上級の家臣団との間で宇治茶の応酬が行われていたことがわかる。

こうした口切の茶事は、藩主の在所によって行われる場所が変わったと考えられるが、参加できるのは池田一族や家老、着座家など一部の上級家臣のみであり、他の年中行事同様、参列が許されたものの特権であつた。

c 池田家の菩提寺や祈祷所への献物

藩初の段階では、池田家の菩提寺である龍峰寺、祈祷所である長寿院だけであった。のちの時代になると、歴代藩主の法事に使われるものや位牌所に献納される茶が増えしていく。

d 家臣団へ下賜品

事例はあまり見られないが、家臣団への下賜が見られる。寛永19（1642）年1月11日の事例を見ると³⁹⁾、「御壺之御茶、米子へ三袋・式斗樽式つ、倉吉へ御茶式袋・御樽同式つ被遣候」と、米子や倉吉に在駐する池田家の家臣団（組士という）へ宇治茶が贈られている。注記に「去年不遣二付」とあることから、定例ではなかった可能性がある。家臣個人への下賜については、管見の限り見られなかった。

2 元禄期以降の茶詰

次に、茶詰の方式が大きく変わった元禄期以降について検討していくことにしたい。前項で検討した①茶壺の運搬、②宇治茶師による茶詰、③愛宕山長床坊への茶壺の移送・保管、④愛宕山から伏見屋敷への移送、⑤国元・江戸への輸送について、それぞれ変化を見ていくことにする。

① 茶壺の運搬

まず、茶壺の運搬についてであるが、元禄14（1701）年、その方法が次のとおり変更された。

【史料8】

一、右御壺參候節、例年ハ御歩行遣候へ共、新壺ニテ御徒御付ニ及申間敷由、何茂申談、此度者足輕宰領遣事。右之足輕御壺伏見江相達、直ニ江戸へ御飛脚ニ差越事⁴⁰⁾

この史料によると、それまで茶壺の運搬の宰領として徒役のものが派遣されていたが、同年より宇治へ運ばれる茶壺が「新壺」になったため、足軽が遣わされ

表3 口切茶事への出席者一覧

出席者名前	在所	役職	格式	石高	備考
荒尾志摩	崇就	倉吉	家老	着座家	8,000石
荒尾但馬	成直	米子	家老	着座家	15,000石
荒尾主計	宣就 (崇就長子)		家老	着座家	
和田撰津守	三信	松崎	家老	着座家	4,600石
津田筑後	元匡	八橋		着座家	7,000石
鵜殿大隅	長之	浦富		着座家	5,000石
荒尾平九郎	利純 (成直弟)			部屋住	
鵜殿民部	長定 (長之子)			部屋住	
池田大蔵	知利		着座家	1,800石	下池
池田図書	政広		着座家	1,000石	栗池
池田日向	之政		着座家	1,200石	山池

「控帳」（鳥取藩政資料2506）より作成。

るようになったことがわかる。この「新壺」とは、銘などを持たない新規に作られた茶壺と考えられる。また、足軽は茶壺を伏見藩邸まで運搬したのち、直に江戸へ飛脚として遣わされている。このことから、早道役（格式無苗）のものがその任にあったようである。

こうした茶壺の運搬も、時期は特定できないが廃止され、必要な茶壺は星野宗以が調達する体制へと変わ

る。天保5（1834）年、星野宗以が伏見留守居へ提出した「当子年御茶詰上之書付」には、同年に鳥取藩のために詰められた16種17個の茶壺と茶料等が記されている（表4参照）。これによると、「宇治御壺」「清泰院」「別（煎茶）」を除く13種14個の茶壺には「新御壺仕立」代金が記されており、茶壺が宇治で調達されたようになったことがわかる。

表4 天保5（1834）年の定式御用

	茶壺用途	茶種・量		茶料		雑経費					経費計
		袋茶	詰茶	金	銀	新御壺仕立	因州下シ賃	桐厚板箱	箇り具	宇治御壺渡	
1	宇治御壺	極上半30	極上（白むかし） 7斤半	1枚						21匁5歩	金1枚、21匁5歩
2	新御壺	極上半25			126匁7歩5厘						
			極上（むかし） 2斤		202匁8歩	11匁8歩		12匁	2匁		8匁
			極揃5斤		169匁						524匁3歩5厘
3	興禪寺 (菩提寺)	極上半10			50匁7歩						138匁4歩5厘
			別儀揃4斤		67匁6歩						
4	龍峯寺 (輝政・忠継・忠雄位牌所)	極上半8			30匁4歩2厘						75匁4歩4厘
			別儀揃2斤		33匁8歩						
5	慶安寺 (輝政正室良正院菩提寺 將軍家位牌所)	極上半1			5歩7厘						
					8匁4歩5厘						40匁3歩7厘
			六匁茶2斤		15匁6歩						
6	日香寺 (忠雄正室芳春院位牌所)	極上半6			30匁4歩2厘						96匁8歩2厘
			別儀揃3斤		50匁7歩						
7	清泰院 (忠継・忠雄位牌所)		六匁茶5斤		39匁						39匁
8	芳心寺 (光仲正室芳心院位牌所)	極上半3			15匁2歩1厘						51匁8歩1厘
			別儀揃1斤半		25匁3歩5厘						
9	清源寺御茶湯御用 (2代綱清)	極上半3			15匁2歩1厘						51匁8歩1厘
			別儀揃1斤半		25匁3歩5厘						
10	天祥院御茶湯御用 (3代吉泰)	極上半3			15匁2歩1厘						51匁8歩1厘
			別儀揃1斤半		20匁3歩5厘						
11	大廣院御茶湯御用 (4代宗泰)	極上半3			15匁2歩1厘						51匁8歩1厘
			別儀揃1斤半		25匁3歩5厘						
12	岱嶽院御茶湯御用 (5代重寛)	極上半3			15匁2歩1厘						51匁8歩1厘
			別儀揃1斤半		25匁3歩5厘						
13	大機院御茶湯御用 (6代治道)	極上半3			15匁2歩1厘						51匁8歩1厘
			別儀揃1斤半		25匁3歩5厘						
14	真証院御茶湯御用 (7代斉邦)	極上半3			15匁2歩1厘						51匁8歩1厘
			別儀揃1斤半		25匁3歩5厘						
15	耀国院御茶湯御用 (8代斉稷)	極上半3			15匁2歩1厘						51匁8歩1厘
			別儀揃1斤半		25匁3歩5厘						
16	別（煎茶）		極揃5斤		169匁			12匁	2匁		280匁4歩
			口乱煎茶		80匁			15匁	2匁4歩		
						95匁2歩	64匁9歩2厘				
										経費総計	金1枚 1貫637匁8歩1厘

「当子年御茶詰上之書付」（鳥取藩政資料12759）より作成。